

那 選 管 第 26 号
令和8年6月24日

各事業者 様

那覇市長 知念 覚
(公 印 省 略)

質問疑義回答書

「期日前投票所運營業務等に係る労働者派遣委託」（那覇市公告第213号（令和8年6月15日付け））の質疑に対し、下記のとおり回答します。

記

No.	入札説明書、 仕様書項目等	質問疑義内容	回答
1	契約書（案） （目的）第1条	本案件における派遣期間は30日以内であり、労働者派遣法上の「日雇い派遣」に該当すると認識しております。つきましては、本業務に従事させる派遣労働者について、同法で定められている日雇い派遣の例外要件（60歳以上、昼間学生、副業、主たる生計者以外など）を満たす者を派遣するという認識で相違ないでしょうか。	その認識で、間違いございません。
2	契約書（案） （勤怠実績の確認）第15条	「・・・勤怠実績を取りまとめた報告書を作成し～」とあるがWEB等での勤怠を入力した報告書でも良いのか。 また勤怠の最終確認フロー（派遣先の最終承認者）も確認させていただきたい	WEB等での勤怠を入力した報告書でも問題ないです。 勤怠の最終確認者は、選挙管理委員会事務局長となります。
3			

以上